1 問題の発覚と経緯

(1) 会計検査院の検査

長崎県等において、事務費を業者に預ける、いわゆる「預け金」など不適切な事務処理が行われていた実態が平成 18 年頃から明らかになったことを受け、会計検査院では、都道府県における不適切な事務処理に係る国庫補助金の状況について、19 年度末から 20 年度にかけ、全国的な調査を実施した。

本県においても、平成 20 年 2 月 18 日から 22 日の間、平成 14 年度から 18 年度を対象とする会計検査院による会計実地検査が行われ、その際、調査官が直接、県の取引業者に出向き、業者帳簿(売上台帳等)と、県の支出関係書類とを照合した結果、県の支出関係書類における支出日、契約内容、納品日と、業者の帳簿における入金日、納入品目、納品日などに不突合があり、不適切な事務処理が判明した。

会計検査院では、不適切な事務処理が判明したことから、需用費(1)について、農林水産部及び県土整備部の各公所の調査を実施するよう本県に指示し、本県では、平成20年4月16日から5月26日までの間、農林水産部・県土整備部の各所属において、内部調査を行った。

さらに、平成 20 年 6 月 3 日から 6 日までの間、会計検査院による、県による内部調査の内容の検証、資料収集を目的とするための追加調査が行われた。

検査の結果の公表については、会計検査院から国会報告後(2)との要請を受けていたが、平成20年10月18日の報道を受け、本県では、会計検査院の了解を得たうえで、この事実を公表した。(この会計検査院の検査結果(岩手県分)の概要は、別添1のとおり)

¹ 需用費とは、事務事業の執行に伴う物品の購入、取得及び修理に要する経費で、その効用が比較的短期間に消費される性質のもの(消耗品費等)をいう。

² 会計検査院の国会報告は、平成20年11月7日に行われた。

(2) 岩手県議会(平成20年9月定例会)における指摘等

事実公表の際に会期中であった平成 20 年 9 月定例会において、会計事務の不適切処理に係る決算特別委員会の集中審査が行われ、その審査を通じて、「農林水産部及び県土整備部においては、平成 19 年度に執行した旅費・賃金にも、18 年度と同様な不適切な事例があると認められたことから、そうした事実関係の確認が必要である」として、平成 19 年度決算の認定が継続審査とされた。

また、9月定例会の決算特別委員会では、「他の部局での不適切な事務処理の有無を明らかにすべき」、「第三者によるチェックが必要」との指摘があった。

県としても、これらの指摘等を踏まえ、平成 20 年 10 月 27 日から、需用費の執行状況について、本庁及び各出先機関を対象とする全庁調査を開始するとともに、10 月 30 日には、弁護士、公認会計士、税理士及び大学教員で構成される「需用費等調査検証委員会」を設置した。

2 全庁調査の概要

(1) 需用費等調査検証委員会の設置

需用費の調査等に関して、次の事項の審議・確認等を行うため、外部の 有識者で構成する「需用費等調査検証委員会」を、平成 20 年 10 月 30 日 に設置した。

- ア 需用費の執行に関する不適切な事務処理(「預け金」「差替え」「一括 払い」「年度越え」「先払い」「前年度納品」)に係る「預け金」等の使途を含 めた具体的事実関係の確認()
- イ 需用費に関する不適切な事務処理の発生の経緯(平成 13 年度以前の 不適切な事務処理の存否等)、発生原因等の確認
- ウ 再発防止対策
- エ 農林水産部・県土整備部において、国庫補助金を充当して平成 19 年度に執行した賃金・旅費に係る国庫補助対象範囲についての県の整理状況の確認

【委員会の構成】(委員長、副委員長以外は五十音順、敬称略)

又六乙〇円	从1 (女具民、副女具民外	
職名	氏 名	現 職
委員長	吉田 瑞彦 (よしだ みずひこ)	弁護士(元岩手弁護士会会長)
副委員長	遠藤 明哲 (えんどう あきのり)	公認会計士・税理士
委員	伊藤 今子 (いとう いまこ)	税理士
委員	高嶋 裕一 (たかしま ゆういち)	岩手県立大学総合政策学部准教授
委員	宮本 ともみ (みやもと ともみ)	岩手大学人文社会科学部准教授

(2) 調査の進め方

会計検査院の検査では、需用費の執行状況について、以下の6類型の不適切な事務処理が指摘されたことから、需用費の執行状況について、

対象年度を、会計検査院の検査対象年度と県議会の指摘を踏まえ、平成14年度から20年度までとし、

対象機関を、知事部局、医療局、企業局、議会事務局、県教育委員会、 選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会 事務局、収用委員会事務局及び海区漁業調整委員会事務局の 11 機関 として調査を実施。

需用費等調査検証委員会による確認作業においては、農林水産部、県土整備部を対象として会計検査院が検査した部分については、(会計検査院が確認済みであることから)不適切な事務処理の発生状況についての改めての確認作業は行わず、納入物品の使用状況調査について確認を行った。

【不適切な事務処理類型】()

類型	内容
預け金	事実とは異なる内容の関係書類を作成するなどして、
	契約した物品が納入されていないのに納入されたことに
	して、業者に代金を支払い、後の物品購入の代金等とし
	て業者に管理させるなどしていたもの
差替え	業者に事実と異なる請求書等を提出させ、契約した物
	品とは異なる別の物品に差し替えて納入させていたもの
一括払い	支出負担行為等の正規の会計処理を行わないまま、随
	時、業者に物品を納入させた上、後日、納入された物品
	とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が
	納入されたこととして事実と異なる内容の関係書類を作
	成し、需用費から購入代金を一括して支払っていたもの
年度越え	契約した物品が年度内に納入されたこととし、関係書
	類に事実と異なる検収日付を記載するなどして需用費を
	支出していたもの
先払い	契約した物品が納入される前にこれらが納入されたこ
	ととし、関係書類に事実と異なる検収日付を記載し、需
	用費を支出していたもの
前年度納品	前年度に納品させた物品を当該年度に納品させたこと
	とし、関係書類に虚偽の検収日付を記載するなどして需
	用費を支出していたもの

平成 20 年 11 月 7 日の会計検査院の国会報告では、不適切な事務処理は、次の 5 つの 態様に変更(「年度越え」と「先払い」を合わせて「翌年度納入」と整理された。)

態様	内容
預け金	業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていな
	Ⅵのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどによ
	り需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後
	日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるなどして
	いたもの
一括払い	支出負担行為等の正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品
	│を納入させた上、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提│
	│出させ、これらの物品が納入されたこととする虚偽の関係書類を作成す│
	るなどにより需用費を一括して支払うなどしていたもの
差替え	業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていな
	Ⅵのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどによ
	│り需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて│
	納入させていたもの
翌年度納入	物品が翌年度以降に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際
	┃の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が┃
	現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの
前年度納入	物品が前年度以前に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際
	┃の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が┃
	現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

この全庁調査は、次のような方法で実施した。

ア 対象年度における需用費の「実務担当者」及び「総括担当者(係長等)」への聴き取り調査

需用費の執行に関わる所属の現所属長等が、平成 14 年度から 20 年度までの担当者(延べ 5,891 人)に対して、不適切な事務処理の有無等を聴き取り調査した。

また、併せて平成 13 年以前に行った不適切な事務処理や 13 年度以前の不適切な事務処理に関して了知している事項を聴き取り調査した。

イ 業者への訪問調査

農林水産部及び県土整備部に対する会計検査院の会計実地検査等において、不適切な事務処理に該当する取引があった事務用品業者 43 社を訪問し、営業担当、経理担当等から、県との取引の状況等について、聴き取り調査を行った。

- ウ 不適切な事務処理があった場合の業者からの資料収集
 - 上記ア又はイの調査により、不適切な事務処理の存在が認められた場合には、該当する業者(上記イの 43 社以外の業者も含む。)から、納品書(控)や売上台帳など必要な帳簿類の資料を収集した。
- エ 業者からの資料と該当部局等の保存資料(支出関係書類)の突合 不適切な事務処理の存在が認められた各所属において、県の支出関係書 類における支出日、契約内容、納品日と、業者から収集した資料における 入金日、納入品目、納品日などを突合し、県の支出内容と業者の納品内容 との対比表を作成した。
- オ 発生原因、再発防止、預け金管理等に関する追加聴き取り

アから工の調査を通じて明らかとなった事実関係を踏まえ、より具体的な発生原因や実効性ある再発防止策を整理するため、及び、「預け金」の残高管理や納品書の処分などの事実関係を確認するため、アから工の調査に加え、平成 14 年度から 20 年度までの間に、「預け金」「差替え」「一括払い」を行っていたことが判明した所属において、当該行為が行われていた年度に需用費に関する事務を行っていた実務担当者及び総括担当者を対象に、次の事項の追加聴き取り調査を実施した。

- (ア) 「預け金」「差替え」「一括払い」についての発生原因
- (イ) 発生原因を踏まえた「預け金」等の再発防止策
- (ウ) 「預け金」等の実状(残高管理、納品書の取扱い)
- (エ) 「年度越え」、「先払い」及び「前年度納品」の再発防止策

3 全庁調査によって確認した事実関係(需用費)

今回の全庁調査(1)の結果、平成 14 年度から 20 年度までの間における需用費の不適切な事務処理の発生総額(2)は、1億 5,163 万円余が確認された。また、平成 14 年度から 20 年度に不適切な事務処理が発生した所属数は、94 所属であった。

この金額は、会計検査院から指摘されたものを含む金額であり、それを除くと、平成 14 年度から 20 年度までの間における不適切な事務処理の発生総額は 3,845 万円余である。

(単位:所属、円)

<u>(±1</u>											
	部局名	該当 所属数	預け金	差替え	一括払い	小計 ~	翌年度納入	前年度納入	合計 ~		
	地域振興部	6 (本庁0) (振興局等6)	369,910	225,741	0	595,651	1,084,185	0	1,679,836		
	環境生活部	1 (本庁1) (振興局等0)	0	0	0	0	29,392	0	29,392		
	保健福祉部	9 (本庁1) (振興局等8)	1,075,358	653,926	0	1,729,284	1,287,144	0	3,016,428		
知事部局	商工労働観光部	2 (本庁1) (振興局等1)	55,331	1,211,677	0	1,267,008	291,900	0	1,558,908		
局	農林水産部	35 (本庁1) (振興局等34)	22,886,595	11,563,603	23,796,717	58,246,915	37,039,906	995,084	96,281,905		
	県土整備部	14 (本庁1) (振興局等13)	24,190,922	9,336,842	4,032,328	37,560,092	4,717,860	15,750	42,293,702		
	総務部	1 (本庁0) (振興局等1)	0	0	0	0	30,712	0	30,712		
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0		
	教育委員会	26 (本庁1) (出先機関25)	1,675,435	2,016,563	0	3,691,998	3,056,495	0	6,748,493		
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0		
	合計	94	50,253,551	25,008,352	27,829,045	103,090,948	47,537,594	1,010,834	151,639,376		

注1)該当所属数は、各部局等の出先機関を含めた室課等の数である。

注2) 知事部局のその他は、総合政策部及び出納局である。

注3)知事部局以外のその他は、医療局、企業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局である。

¹ 全庁調査は、「年度越え」「先払い」として調査を行ったが、会計検査院が両者を合わせて「翌年度納入」と整理し直したことから、本報告においても「翌年度納入」として整理することとした。

² 農林水産部、県土整備部以外の部局については、文書保存年限等の制約により、不適切な事務処理の発生について、金額を確認したのは、概ね平成 15 年度から 20 年度までの期間(「翌年度納入」については、平成 18 年度以降の期間)となっている。

なお、所属によっては、14 年度の支出関係書類が保存されていた(廃棄されていなかった)ケースもあり、当該書類により金額が確認されたものは、14 年度に発生額として計上している。

【上記のうち、会計検査院から指摘されたものを除いた場合】

(単位:所属、円)

中域振興部	(単位:所属、											
世域振興部 (本庁の) (振興局等6) 369,910 225,741 0 595,651 1,084,185 0 1,679,836 項 1 環境生活部 (本庁1) (振興局等6) 0 0 0 0 0 0 29,392 0 29,392		部局名	該当 所属数	預け金	差替え	一括払い	小計 ~	翌年度納入	前年度納入	合計 ~		
(振興局等の)		地域振興部	(本庁0)	369,910	225,741	0	595,651	1,084,185	0	1,679,836		
(振興局等8) 1,075,358 653,926 0 1,729,284 1,287,144 0 3,016,428		環境生活部		0	0	0	0	29,392	0	29,392		
農林水産部 (本庁1) (振興局等11) 5,052,178 4,718,823 2,955,010 12,726,011 3,153,944 0 15,879,955 7 県土整備部 (本庁1) (振興局等6) 6,355,821 2,298,234 29,925 8,683,980 823,297 0 9,507,277 1 総務部 (本庁0) (振興局等1) 0 0 0 0 0 30,712 0 30,712 その他 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		保健福祉部		1,075,358	653,926	0	1,729,284	1,287,144	0	3,016,428		
農林水産部 (本庁1) (振興局等11) 5,052,178 4,718,823 2,955,010 12,726,011 3,153,944 0 15,879,955 7 県土整備部 (本庁1) (振興局等6) 6,355,821 2,298,234 29,925 8,683,980 823,297 0 9,507,277 1 総務部 (本庁0) (振興局等1) 0 0 0 0 0 30,712 0 30,712 その他 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	知事部	商工労働観光部		55,331	1,211,677	0	1,267,008	291,900	0	1,558,908		
(振興局等6) 6,355,821 2,298,234 29,925 8,683,980 823,297 0 9,507,277 (本庁0) (振興局等1) 0 0 0 0 0 30,712 0 30,712 その他 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	局	農林水産部	(本庁1)	5,052,178	4,718,823	2,955,010	12,726,011	3,153,944	0	15,879,955		
(振興局等1) 0 0 0 30,712 0 30,712 その他 0 0 0 0 0 0 0 0 教育委員会 (本庁1) (出先機関25) 1,675,435 2,016,563 0 3,691,998 3,056,495 0 6,748,493 その他 0 0 0 0 0 0 0 0		県土整備部		6,355,821	2,298,234	29,925	8,683,980	823,297	0	9,507,277		
26 (本庁1) (出先機関25) 1,675,435 2,016,563 0 3,691,998 3,056,495 0 6,748,493 その他 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0							0	30,712		30,712		
教育委員会 (本庁1) (出先機関25) 1,675,435 2,016,563 0 3,691,998 3,056,495 0 6,748,493 その他 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		その他	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他 0 0 0 0 0 0 0 0		教育委員会	(本庁1)	1,675,435	2,016,563	0	3,691,998	3,056,495	0	6,748,493		
合計 64 14.584.033 11.124.964 2.984.935 28.693.932 9.757 069 0 38.451 001		その他			0		0			0		
- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		合計	64	14,584,033	11,124,964	2,984,935	28,693,932	9,757,069	0	38,451,001		

注1)該当所属数は、各部局等の出先機関を含めた室課等の数である。

上表の発生総額のうち、国庫補助対象事業に係るものは、1億 1,730 万円余となっている。会計検査院から指摘されたものなど今後、国との協議の結果、国への補助金返還が求められることになったものについては、返還額が確定した時点で、返還することが必要となる。

注1) 知事部局のその他は、総合政策部及び出納局である。

注3)知事部局以外のその他は、医療局、企業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局である。

(1) 「預け金」について

総括表 ア

(単位:所属、円、件)

	(十四:///周:/ 一丁)										
	部局名	該当	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計	
		所属数	発生額	発生額	発生額	発生額	発生額	発生額	発生額		
		1									
	地域振興部	(本庁0)	189,840	180,070	0	0	0	0	0	369,910	
		(振興局等1)	1	2	0	0	0	0	0	3	
		2									
	保健福祉部	(本庁0)	170,458	94,972	125,685	40,908	643,335	0	0	1,075,358	
πп		(振興局等2)	1	2	3	1	9	0	0	16	
知事部局		1									
立	商工労働観光部	(本庁1)	0	724	12,222	19,384	23,001	0	0	55,331	
		(振興局等0)	0	2	7	5	4	0	0	18	
10)	農林水産部	6									
		(本庁1)	716,331	1,199,225	19,842,197	975,226	153,616	0	0	22,886,595	
		(振興局等5)	18	22	257	27	11	0	0	335	
		2									
	県土整備部	(本庁1)	375,152	21,684,784	17,275	483,335	1,630,376	0	0	24,190,922	
		(振興局等1)	6	161	10	5	16	0	0	198	
		5									
	教育委員会	(本庁0)	0	306,190	1,074,710	11,308	0	283,227	0	1,675,435	
		(出先機関5)	0	10		1	0	3	0	39	
	수학		1,451,781	23,465,965	21,072,089	1,530,161	2,450,328	283,227	0	50,253,551	
	合計	17	26	199		39	40	3	0	609	

注1)上段は金額、下段は件数。件数は、「支出命令書別の科目別等調書」の支出命令書等の合計件数

注2)該当所属数は、各部局等の出先機関を含めた室課等の数である。

8,260,926円

注3)本表の発生額のほか、調査対象年度の初年度に、その前年度から繰り越しされた「残高」が、8,260,896円確認された。

【上記のうち、会計検査院から指摘されたものを除いた場合】

(単位:所属、円、件)

	部局名	該当 所属数	H14 発生額	H15 発生額	H16 発生額	H17 発生額	H18 発生額	H19 発生額	H20 発生額	合計
	地域振興部	1 (本庁0) (振興局等1)	189,840 1		0	0	0	0	0	369,910 3
知	保健福祉部	2 (本庁0) (振興局等2)	170,458 1	94,972 2	125,685 3	40,908 1	643,335 9	0	0	1,075,358 16
事部局	商工労働観光部	1 (本庁1) (振興局等0)	0	724 2	12,222 7	19,384 5	23,001 4	0	0	55,331 18
户	農林水産部	4 (本庁1) (振興局等3)	13,168 1	577,983 15	3,924,562 58	386,830 10	149,635 4	0	0	5,052,178 88
	県土整備部	2 (本庁1) (振興局等1)	0	5,803,219 24	943	483,335 5	68,324 3	0	0	6,355,821 33
	教育委員会	5 (本庁0) (振興局等5)	0	306,190 10	1,074,710 25	11,308 1	0	283,227 3	0	1,675,435 39
	合計	15		6,963,158 55	5,138,122 94	941,765 22	884,295 20	283,227 3	0	14,584,033 197

注1)上段は金額、下段は件数。件数は、「支出命令書別の科目別等調書」の支出命令書等の合計件数注2)該当所属数には、各部局等の出先機関を含めた室課等の数である。 8,260,9

8,260,926円

注3)本表の発生額のほか、調査対象年度の初年度に、その前年度から繰り越しされた「残高」が、8,260,896円確認された。

【訂正前】内訳	単位:円
保健福祉部	1,191,671
商工労働観光部	6,087
農林水産部	6,216,727
県土整備部	<u>846,411</u>
合 計	8,260,896



	【訂正後】内訳	単位:円
	保健福祉部	1,191,671
	商工労働観光部	6,087
	農林水産部	6,216,727
dall	県土整備部	846,441
	合計	8,260,926

イ 「預け金」の概況

全庁調査の結果、平成 14 年度から 20 年度までの間における「預け金」の発生総額は、5,025 万円余が確認された。また、平成 14 年度から 20 年度に、「預け金」が発生した所属数は、17 所属であった。

(この金額は、会計検査院から指摘されたものを含む金額であり、それを除くと、平成 14 年度から 20 年度に「預け金」が発生した総額は、1,458万円余である。)

なお、こうした「預け金」発生額のほかに、調査対象年度の初年度に、 その前年度から繰り越しされた「残高」として、826万円余が確認され た。

今回の調査では、平成 14 年度から 20 年度において発生した「預け金」(5,025 万円余)と調査対象年度の前年度から繰り越しされた「預け金」残高(826 万円余)を合わせた 5,851 万円余について、その物品の費消状況を確認したが、「預け金」が発生した所属のうち、ほとんどの所属では、19 年度までに、事務用品等の納入により、「預け金」は解消されていることが確認された。

一方、現在(20 年度)まで、「預け金」が解消されていない(業者に「預け金」残高がある)所属数が2所属(1)、「預け金」の「残高」が5万5,621円存在していることが確認された。

(この「残高」については、早急に業者の理解を得て、県に返納していた だく等の対応が必要である。)

ウ 「預け金」の残高管理と納品書

追加聴き取り調査等を通じて、「預け金」の残高管理について、以下の 実状が確認された。

(ア) 残高管理の方法

「預け金」等の担当者(2)のうち、一部の者は、エクセル等を用いて管理簿等を作成していたが、担当者の多くは、具体的な残高管理を業者に任せていたこと

(管理簿等を作成していた者の多くは、「預け金」の残高が解消したことを確認した際に、当該管理簿等を廃棄していたが、現在も保有している者が1名確認された。)

¹ 大船渡教育事務所(4万3,085円)、農林水産企画室(1万2,536円)

² 追加聴き取りの対象者 126 名のうち、「預け金」を行ったことがある、又は費消したことがあると報告した者は、54 名

(イ) 残高確認の頻度

業者に残高管理を任せていた所属では、担当者が業者に対して問い合わせて確認する場合と、業者側から残高を示す書類を担当者が受け取る場合があったが、定期(毎月、2~3か月毎等)又は不定期(随時)に残高の確認が行われていたこと

(ウ) 残高確認の書類

業者に残高管理を任せていた所属では、担当者が、前月末残高、当 月納入品及び当月末残高が記載された一覧表を受け取るケースや、残 高総額(残金)のみの書類(メモ)を受け取るケースがあったこと (こうした一覧表や残高メモ等の書類の多くは、残高が解消した時点 等に廃棄され、現存しているものは、1件のみであった。)

また、「預け金」により、実際に県に納入された物品の納品書に関しては、一部の職員から『納品書の受け取りの記憶がない』との回答があったが、ほとんどの職員が『納品と同時に』又は『一定期間保管後に』廃棄していたことが確認された。

廃棄の理由としては、『既に処理(「預け金」の支出事務)が完結していたため』、『正規の手続きによらないものであったため』と考えた者が多かった。

エ 「預け金」の使途

「預け金」については、確実に事務用品等の納入により解消されたことの確認が重要であることから、関係した業者から資料等を収集し、県の支出関係書類と突合して、県の支出内容と業者の納品内容との対照作業を行った。

また、備品に関しては、現物確認を併せて行った。

その結果、使途については、様々な事務用品(USBメモリ、ドッチファイル、電卓、蛍光ペンなど)や備品(ノートパソコン、レーザプリンタなど)であり、備品については、ほぼ全てが公的使用に供されていることが確認された。(所在が確認できなかった備品は、別添2のとおり)

これまでの確認作業の状況や、関係職員及び関係業者からの証言などから総合的に判断すると、「預け金」については、関係業者の記録内容どおりに、事務用品等によって県へ納入されることによって、費消されたものと考えられ、私的流用や、職員の飲食、使途不明金等に回ったことをうかがわせるような事実は認められなかった。

(2) 「差替え」について

ア総括表

(単位:所属、円、件)

(十) (4)										
	部局名	該当	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
	H-1-5 H	所属数	発生額	発生額	発生額	発生額	発生額	発生額	発生額	
		1								
	地域振興部	(本庁0)	0	0	0	0	225,741	0	0	225,741
		(振興局等1)	0	0	0	0	7	0	0	7
		6								
	保健福祉部	(本庁1)	0	0	196,470	41,635	293,496	101,325	21,000	653,926
∕ −□		(振興局等5)	0	0	3	4	5	2	1	15
知事	_	1								
事部	商工労働観光部	(本庁1)	0	55,272	370,334	576,281	209,790	0	0	1,211,677
局		(振興局等0)	0	4	18	23	5	0	0	50
/DJ	農林水産部	15								
		(本庁1)	1,913,966	3,025,260	2,441,575	1,346,640	1,683,084	1,153,078	0	11,563,603
		(振興局等14)	108	181	175	118	88	20	0	690
	_	10								
	県土整備部	(本庁1)	4,759,026	456,805	76,954	1,119,540	1,879,079	1,045,438	0	9,336,842
		(振興局等9)	42	21	27	16	37	16	0	159
		6								
	教育委員会	(本庁0)	138,850	161,992	0	0	1,180,830	534,891	0	2,016,563
		(出先機関6)	6	7	0	0	13	12	0	38
	合計		6,811,842	3,699,329	3,085,333	3,084,096	5,472,020	2,834,732	21,000	25,008,352
	口削	39	156	213	223	161	155	50	1	959

注1)上段は金額、下段は件数。件数は、「支出命令書別の科目別等調書」の支出命令書等の合計件数注2)該当所属数は、各部局等の出先機関を含めた室課等の数である。

【上記のうち、会計検査院から指摘されたものを除いた場合】

(単位:所属、円、件)

	部局名	該当	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
		所属数	発生額	発生額	発生額	発生額	発生額	発生額	発生額	
	地域振興部	1 (本庁0)	0	0	0	0	225,741	0	0	225,741
		(振興局等1)	0	0	0	0	7	0	0	7
	保健福祉部	6 (本庁1)	0	0	196,470	41,635	293,496	101,325	21,000	653,926
左□		(振興局等5)	0	0	3	4	5	2	1	15
知事部局	商工労働観光部	1 (本庁1)	0	55,272	370,334	576,281	209,790	0	0	1,211,677
		(振興局等0)	0	4	18	23	5	0	0	50
10)	農林水産部	9 (本庁1) (振興局等8)	444,159 58	1,928,502 139	123,158 15	375,307 14	694,619 19	1,153,078 20	0	4,718,823 265
	県土整備部	5 (本庁1) (振興局等4)	6,358 5	145,646 5	6,194 4	1,050,000	44,598	1,045,438 16		2,298,234 33
教育委員会		6 (本庁0) (振興局等6)	138,850 6	161,992 7	0	0	1,180,830 13	534,891 12	0	2,016,563 38
合計		28	69	2,291,412 155	40	42	2,649,074	50	21,000	11,124,964 408

注1)上段は金額、下段は件数。件数は、「支出命令書別の科目別等調書」の支出命令書等の合計件数注2)該当所属数は、各部局等の出先機関を含めた室課等の数である。

イ 「差替え」の概況

全庁調査の結果、平成 14 年度から 20 年度までの間における「差替え」の発生総額は、2,500 万円余が確認された。また、平成 14 年度から 20 年度に、「差替え」が発生した所属数は、39 所属であった。

(この金額は、会計検査院から指摘されたものを含む金額であり、それを除くと、平成 14 年度から 20 年度に「差替え」が発生した総額は、1,112万円余である。)

また、その使途について、「預け金」と同様の確認を行ったが、こちらも使途は、様々な事務用品や備品であり、備品については、いずれも公的使用に供されていることが確認された。

ウ 「差替え」の納品書

「差替え」により、実際に県に納入された物品の納品書に関しては、 『納品書を廃棄した』との回答があった一方、『納品書を受け取っていな い』と回答している者も多かった。

「差替え」については、業者側で、県から「差替え」物品相当額の入金があれば、取引が完了(「預け金」のように継続的に残高管理することが不要)となるので、「差替え」のみを行っていた業者においては、実際に県に納入した物品の納品書を、発行しなかった場合もあったものと考えられる。

(3) 「一括払い」について

ア総括表

(単位:所属、円、件)

部局名		該当	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
		所属数	発生額	発生額	発生額	発生額	発生額	発生額	発生額	
		2								
知	農林水産部	(本庁1)	15,459,748	4,524,387	3,748,529	64,053	0	0	0	23,796,717
事		(振興局等1)	117	24	64	2	0	0	0	207
部		2								
局	県土整備部	(本庁1)	0	39,721	0	3,477,780	514,827	0	0	4,032,328
		(振興局等1)	0	1	0	60	15	0	0	76
	合計		15,459,748	4,564,108	3,748,529	3,541,833	514,827	0	0	27,829,045
	口前	4	117	25	64	62	15	0	0	283

注1)上段は金額、下段は件数。件数は、「支出命令書別の科目別等調書」の支出命令書等の合計件数

【上記のうち、会計検査院から指摘されたものを除いた場合】

(単位:所属、円、件)

郊民夕	該当	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
마/미'ㅁ	所属数	発生額	発生額	発生額	発生額	発生額	発生額	発生額	
	2								
農林水産部	(本庁1)	1,158,534	1,729,245	3,178	64,053	0	0	0	2,955,010
	(振興局等1)	14	3	2	2	0	0	0	21
	1								
県土整備部	(本庁1)	0	0	0	29,925	0	0	0	29,925
	(振興局等0)	0	0	0	1	0	0	0	1
수計		1,158,534	1,729,245	3,178	93,978	0	0	0	2,984,935
口削	3	14	3	2	3	0	0	0	22
	農林水産部県土整備部合計	部局名 所属数 2 農林水産部 (本庁1) (振興局等1) 1 県土整備部 (本庁1) (振興局等0)	部局名 所属数 発生額 2 (本庁1) 1,158,534 (振興局等1) 14 県土整備部 (本庁1) 0 (振興局等0) 0 合計 1,158,534	所属数 発生額 発生額 発生額	新属数 発生額 発生額 発生額 発生額 発生額	勝馬数 発生額 接換 発生額 発生額 接換 発生額 発生額 (本庁1) 1,158,534 1,729,245 3,178 64,053 4	所属数 発生額 円間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間	一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部	新属数 発生額 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日

注1)上段は金額、下段は件数。件数は「支出命令書別の科目別等調書」の支出命令書等の合計件数

イ 「一括払い」の概況

全庁調査の結果、平成 14 年度から 20 年度までの間における「一括払い」の発生総額は、2,782 万円余が確認された。また、平成 14 年度から 20 年度に、「一括払い」が発生した所属数は、4 所属であった。

(この金額は、会計検査院から指摘されたものを含む金額であり、それを除くと、平成 14 年度から 20 年度に「一括払い」が発生した総額は、298万円余である。)

なお、「一括払い」については、会計検査院で指摘があった農林水産部及び県土整備部のみで発生しており、他の部局等はなかった。()

他の部局等で発生していない背景としては、「一括払い」については、「預け金」が継続的に行われた場合の「預け金」の残高のマイナスに相当するものであることから、平成 14 年度から 18 年度まで、継続的に「預け金」が行われていた、農林水産部及び県土整備部において、発生した時期が生じたものと考えられる。

また、「一括払い」の残高管理や使途については、「預け金」の場合と同様である。

注2)該当所属数には、各部局等の出先機関を含めた室課等の数である。

注2)該当所属数には、各部局等の出先機関を含めた室課等の数である。

職員からの聴き取り調査では、平成 14 年度に久慈地方振興局保健福祉環境部において、「一括払い」があったとの回答があったが、14 年度の支出関係書類は、既に廃棄されており、その具体的な事実関係は特定できなかった。

(4) 「翌年度納入」()について

ア総括表

(単位:所属、円、件)

									[禹、门、 1 升)
	部局名	該当	H14	H15	H16	H17	H18	H19	合計
		所属数	発生額	発生額	発生額	発生額	発生額	発生額	
		4							
	地域振興部	(本庁0)	-	-	-	-	911,979	172,206	1,084,185
		(振興局等4)	-	-	-	-	30	8	38
		1							
	環境生活部	(本庁1)	-	-	-	-	29,392	-	29,392
		(振興局等0)	-	ı	-	-	1	•	1
		6							
	保健福祉部	(本庁0)	-	1	-	-	926,690	360,454	1,287,144
		(振興局等6)	-	ı	-	-	45	17	62
知事部局		1							
事	商工労働観光部	(本庁0)	-	-	-	-	-	291,900	291,900
		(振興局等1)	-	ı	-	-	1	1	1
		29							
	農林水産部	(本庁1)	8,964,189	9,744,386	6,709,830	4,951,710	5,395,964	1,273,827	37,039,906
		(振興局等28)	108	143	109	41	67	15	483
		12							
	県土整備部	(本庁1)	1,322,901	683,170	198,282	772,629	1,279,508	461,370	4,717,860
		(振興局等11)	16	18	5	18	27	3	87
		1							
	総務部	(本庁0)	-	-	-	-	30,712	-	30,712
		(振興局等1)	-	-	-	-	1	-	1
		21							
	教育委員会	(本庁1)	-	-	-	-	1,549,940	1,506,555	
		(振興局等20)	-	-	-	-	61	28	89
	合計		10,287,090						
	нп	75	124	161	114	59	232	72	762

注1)上段は金額、下段は件数。件数は、「支出命令書別の科目別等調書」の支出命令書等の合計件数注2)該当所属数は、各部局等の出先機関を含めた室課等の数である。

全庁調査は、「年度越え」「先払い」として調査を行ったが、会計検査院が両者を合わせて「翌年度納入」と整理し直したことから、本報告においても「翌年度納入」として整理することとした。

【上記のうち、会計検査院から指摘されたものを除いた場合】

(単位:所属、円、件)

						(单位.别属、门、针)
	部局名	該当 所属数	H18 発生額	H19 発生額	合計	備考
		4				
	地域振興部	· (本庁0)	044.070	470 000	4 004 405	
	地域批映中	` ′	911,979	172,206	1,084,185	
		(振興局等4)	30	8	38	
		1				
	環境生活部	(本庁1)	29,392	0	29,392	
		(振興局等0)	1	0	1	
		6				
	保健福祉部	(本庁0)	926,690	360,454	1,287,144	
	PRINCIPALIF	(振興局等6)	45	17	62	
知		(1次共内守())	45	17	02	
知事部局	ᅕᄑᄡᄹᅜᄱᅶᅘ	ا (باد ک م				
部	商工労働観光部	(本庁0)	0	291,900	291,900	
局		(振興局等1)	0	1	1	
		6				・H17以前の会計検査院の指摘額
	農林水産部	(本庁1)	1,601,692	1,273,827	2,875,519	以外の発生額は、278,425円
		(振興局等5)	22	15	37	以外の光土領は、270,423円
		5				
	県土整備部	(本庁1)	21,902	461,370	483,272	・H17以前の会計検査院の指摘額
	/\	(振興局等4)	21,302	401,370	403,212	以外の発生額は、340,025円
		(批类问号4)		3	3	
	<i>い</i> ハマね ☆ロ	7				
	総務部	(本庁0)	30,712	0	30,712	
		(振興局等1)	1	0	1	
ĺ		21				
ĺ	教育委員会	(本庁1)	1,549,940	1,506,555	3,056,495	
ĺ		(出先機関20)	61	28	89	
						・H17以前の会計検査院の指摘額
ĺ	合計		5,072,307	4,066,312	9,138,619	以外の発生額を加えた合計額は、
	нн	15	162	72	23/1	9,757,069円
		45	102	12	234	-, , -

注1)上段は金額、下段は件数。件数は、「支出命令書別の科目別等調書」の支出命令書等の合計件数注2)該当所属数は、各部局等の出先機関を含めた室課等の数である。

イ 「翌年度納入」等の概況

全庁調査の結果、「翌年度納入」については、75 所属で、4,753 万円余が確認された。この金額は、会計検査院から指摘されたものを含む金額であり、それを除くと「翌年度納入」は、平成 18 年度から 19 年度にかけての発生金額が、507 万円余、平成 19 年度から 20 年度にかけての発生金額が、406 万円余となっている。

「翌年度納入」については、実務担当者等の聴き取り調査や業者への訪問調査の結果、『数多くの所属において行われていた』旨の回答や説明があったところである。

「翌年度納入」は、発注や納品の日付を旧年度とする点以外に現実の取引と異なる点がないことから、「預け金」等に比べて、職員の記憶があいまいなケースが多いことや、業者側に不適切な事務処理との認識がない場合が多いこと(1)などもあり、「翌年度納入」を行った事務用品の内容などの記憶が定かでない年度については、突合作業に事務的負担が大きくなるという問題があり、また、「翌年度納入」については、私的流用や使途不明が生じ得ないカテゴリーであることを踏まえ、直近の平成 18 年度(2)と 19 年度(3)の 2 か年を対象に、業者からの資料等と県の支出関係書類とを突合し、具体的な事実関係を確認した。

その結果、実務担当者等の聴き取り調査や業者への訪問調査の結果 (『数多くの所属において行われていた』)と符合している状況が確認されたことから、平成 17 年度以前についても、実務担当者等の回答や業者の説明のとおり、数多くの所属で行われていたものと認められる。(平成14 年度から 17 年度までに「翌年度納入」を行ったとの回答があった所属は以下のとおり。)

¹ 業者としては、日付を空欄とした納品書・請求書を提出したこと以外に問題がないこと、出納整理期間(4~5月)においては、前年度予算による発注が可能と誤解していた業者もあったことなどによる。

² 平成 18 年度予算による発注物品が翌 19 年度に納入された場合

³ 平成 19 年度予算による発注物品が翌 20 年度に納入された場合

【「翌年度納入」を行ったことがあるとの回答があった所属一覧】

部局	所属名
総合政策部	政策推進課
	調査統計課
地域振興部	県南)総務部
	花巻)地域支援部
	遠野県民センター
	北上)地域支援部
	一関)地域支援部
	千厩県民センター
	大船渡)企画総務部
	釜石)企画総務部
	久慈)企画総務部()
保健福祉部	医療国保課
	長寿社会課
	釜石)保健福祉環境部
	久慈)保健福祉環境部
商工労働観光部	商工企画室
	労 政 能 力 開 発 課
	産業技術短期大学校
総務部	人事課
	盛岡)税務部

部局	所属名
総務部	宮古)税務部
	名古屋事務所
教育委員会	教育企画室
	大船渡)教育事務所
	県立図書館
	盛岡第二高校
	杜陵高校
	盛岡工業高校
	沼宮内高校
	花巻南高校
	水沢工業高校
	一関工業高校
	大船渡高校
	大船渡東高校
	釜石高校
	伊保内高校
	福岡高校
	福岡工業高校
	一戸高校
	釜石養護学校

注1)平成14年度から17年度の間のいずれかに「翌年度納入」を行ったとの回答があった所属注2)所属名は、平成20年4月1日現在の所属名で表記していること。

部内室である税務室(総務部所管)の年度越えを含む。(企画総務部において、予算を集中管理 しているため)

【参考】会計検査院検査で「翌年度納入」の指摘があった所属一覧

<u> </u>	KEKKE	<u>エース</u> M1/(1
部局	所具	属名
農林水産部	農林水産企画室	
	盛岡)農政部	
	盛岡)農村整備室	
	盛岡)林務部	
	県南)農林部	
	県南)農村整備室	
	花巻)農村整備室	
	遠野農林センター	
	北上)農村整備室	
	一関)農林部	
	千厩農林センター	
	大船渡)農林部	
	大船渡)水産部	
	釜石)農林部	
	釜石)水産部	
	宮古)農政部	
	久慈)農政部	
	久慈)農村整備室	
	久慈)林務部	
	久慈)林務部	

部局	所属名
農林水産部	久慈)水産部
	二戸) 林務部
	中央家畜保健衛生所
	県南家畜保健衛生所
	県北家畜保健衛生所
	内水面技術センター
県土整備部	県土整備企画室
	県南)土木部
	花巻)土木部
	遠野土木センター
	北上)土木部
	一関) 土木部
	大船渡)土木部
	大船渡)津付ダム建設事務所
	釜石) 土木部
	久慈)土木部
	二戸)土木部
	北上川上流流域下水道事務所

注1)会計検査院の検査対象年度(H14~H18)の間のいずれかに「翌年度納入」を行ったとの指摘があった所属

注2)所属名は、平成20年4月1日現在の所属名で表記していること。

(5) 「前年度納入」について

ア総括表

(単位:所属、円、件)

									(1 12:77	
	部局名	該当	H14	H 15	H16	H17	H18	H19	H 20	合計
	마이ㅁ	所属数	発生額	発生額	発生額	発生額	発生額	発生額	発生額	
		2								
知	農林水産部	(本庁0)	0	0	39,165	0	955,919	0	0	995,084
事		(振興局等2)	0	0	6	0	12	0	0	18
部		1								
局	県土整備部	(本庁0)	0	15,750	0	0	0	0	0	15,750
		(振興局等1)	0	1	0	0	0	0	0	1
	合計		0	15,750	39,165	0	955,919	0	0	1,010,834
		3	0	1	6	0	12	0	0	19

注1)上段は金額、下段は件数。件数は、「支出命令書別の科目別等調書」の支出命令書等の合計件数

【上記のうち、会計検査院から指摘されたものを除いた場合】

(単位:所属、円、件)

	部局名	該当	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
		所属数	発生額							
知	農林水産部		0	0	0	0	0	0	0	0
事		0	0	0	0	0	0	0	0	0
部局	県土整備部		0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計		0	0	0	0	0	0	0	0
	口前	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1)上段は金額、下段は件数。件数は、「支出命令書別の科目別等調書」の支出命令書等の合計件数注2)該当所属数には、各部局等の出先機関を含めた室課等の数である。

イ 「前年度納入」の概況

全庁調査の結果、平成 14 年度から 20 年度までの間における「前年 度納入」の発生総額は、101万円余が確認された。また、平成 14 年度 から 20 年度に、「前年度納入」が発生した所属数は、3所属であっ た。

なお、「前年度納入」については、会計検査院で指摘があった農林水 産部及び県土整備部のみで発生しており、他の部局等では生じていなか った。

これは、「前年度納入」は、予め物品の納品があり、年度が変わって から、新年度予算で支払いを行うという類型であるが、納品後、支払い までに、かなりの時間が生じることなどから、こうした状況になってい るものと考えられる。

注2)該当所属数には、各部局等の出先機関を含めた室課等の数である。

(6) 不適切な事務処理に該当する取引があった業者の状況 ア 総括表

67 (ア) 該当業者総数(実数) 53社()

(イ) 不適切な事務処理類型別(延べ数)

(単位:社)

	預け金	差替え	一括払い	翌年度納入	前年度納入	合計
業者数	9	21		63	4	99
	-8-	13	2	43	3	69

【上記のうち、会計検査院から指摘された事務処理に係る取引業者を除いた場合】

	預け金	差替え	一括払い	翌年度納入	前年度納入	合計
業者数	8	13		41		63
	7	12	1	40	0	60

イ 不適切な事務処理に関わった業者に関する調査の概要

農林水産部及び県土整備部に対する会計検査院の会計実地検査等において、不適切な事務処理に該当する取引があった事務用品業者への訪問調査では、次の実態が確認された。

(ア) 「預け金」等(「預け金」「差替え」「一括払い」)

農林水産部及び県土整備部以外の部局等においても、過去に「預け金」を行っていたと説明する業者が複数あったこと。

また、具体的な事実関係の確認については、関係書類や帳簿類等は 多いが、年度や公所が分かれば、資料提供は可能と全ての業者から説 明があったこと。

(イ) 「翌年度納入」等(「翌年度納入」「前年度納入」)

農林水産部及び県土整備部以外の部局等においても、「翌年度納入」はあると説明する業者が数多くあったこと。

「翌年度納入」が不適切な事務処理であると認識していない業者が多かったこと。

県向けの納品書については、全ての業者が、日付を記載していない と説明したこと。

一部には、帳簿に実際の納品日を記録しておらず、業者側から、過去の「翌年度納入」の事実関係を確認するのは難しいと説明する業者 もあったこと。

また、3月の県からの発注に対し、品切れや品薄等のため、やむを得ず、年度を越えて納品したケースもあったと説明する業者も一部あったこと。

農林水産部及び県土整備部に対する会計検査院の会計実地検査等において、不適切な 事務処理に該当する取引があった事務用品業者 43 社に加え、職員の聴き取り調査の結

果、不適切な事務処理に該当する取引が判明した144社

(ウ) その他

不適切な事務処理に関しては、『(業者から持ちかけたのではなく)県からの依頼に従って処理した』や『県から依頼されると断れなかった』と説明する業者が数多くあったこと。

なお、業者への訪問調査及び実務担当者等の聴き取り調査の結果、不適切な事務処理が確認された取引について、各業者から、突合作業に必要となる納品書(控)や売上台帳など必要な帳簿類の提供等の協力を得たが、これらの過程で、業者から、職員の私的流用やリベート(キックバック等)があったことを疑わせるような情報は確認されなかった。

4 不適切な事務処理発生の背景と原因分析

(1) 不適切な事務処理発生の背景

会計検査院の指摘を受けた農林水産部及び県土整備部における事実確認等の過程での関係職員からの聴き取りや、今回の全庁調査における二度にわたる聴き取り調査、会計処理や予算執行の仕組み(ルール)と、その運用の問題点の検証などを通じて、不適切な事務処理が発生した原因の究明を進めた。

その結果、下記(2)に掲げる発生原因等が認められたが、その背景として、県の組織にこれまで残存していた、風土や意識といった面での問題も浮かび上がってきた。

実際に、こうした不適切な事務処理が、長期間、複数の部局等で行われてきたこと等を踏まえると、一連の不適切な事務処理の原因等の基礎をなす、組織の気風としての問題点があったものと考えられるが、具体的には、

不適切な事務処理であっても、私的流用がなく、所属における業務上、必要な物品の円滑な調達に資するものであれば、「必要悪」と考える発想 予算は使い切ることが望ましく、特に国庫補助金については、残額返還は生じさせるべきではないという考え方

経理や予算管理などの事務処理の実態を十分に把握せず、不適切な事務処理の発生を確認・是正するなどの対応を積極的にとろうとしなかった管理監督職員の姿勢

などが挙げられる。

こうした誤った、あるいは、甘く不十分な意識や行動が、組織に残存していたことが背景となって、結果として、不適切な事務処理の発生を未然に防止するための内部統制システムが構築されず、今回の会計検査院の指摘を含めた一連の不適切な事務処理の発生とその継続につながったものと考えられる。

(2) 不適切な事務処理の類型別の発生原因等

平成 14 年度以降に行われていたことが確認された、「預け金」や「翌年度納入」など不適切な事務処理について、全庁調査を行った結果として、それらの発生原因等を整理すれば、以下のとおりである。

ア「預け金」等(「預け金」、「差替え」及び「一括払い」)

(ア) 職員の意識上の問題

不適切な事務処理であるとの認識は関係職員にあったが、予算消化 や国庫補助金の使い切りの風潮、上司(本庁を含む)からの使い切り 等の指示、職場内の要望に応えたいという思いや限られた予算の中で 必要な事務用品を確保しなければならないという意識等により、「預け金」等を行ってしまったとする職員が多く、組織が全体として、会計処理に係る法令遵守を後回しにする判断を行ってしまっていたことが大きな原因と考えられる。

一方、当時は不適切な事務処理との認識が薄く、以前から行われていた処理、あるいは前任者から引き継ぎのあった事項なので、「預け金」等を行ったと回答した実務担当者も複数存在しており、職員の認識不足も原因としてあったと考えられる。

また、職員が会計規則を理解していなかったため、通常の調達では間に合わなかったなど会計規則の理解不足を原因と考える実務担当者も一部存在しており、制度の理解不足も原因となったケースがあったと考えられる。

(イ) ルール上の問題

出納機関を通じての購入は納品までに時間がかかること(1)や、 突発的な物品の需要の対応(2)があることなどを理由に「預け金」等 を行ったと回答する職員が複数存在しており、物品調達ルール等に制 約があると実務担当者が考えていたことが原因となったケースがある と考えられる。

また、備品購入費の予算要求がなかなか認められないことや、年度 当初に備品購入費の国庫補助事業の予算令達がないことなどから、業 務で使いたい備品を「預け金」や「差替え」により調達(3)したと 回答する実務担当者も複数存在しており、予算要求や予算執行ルール の中では、希望どおりの備品調達が困難と実務担当者が判断していた ことも原因となったものと考えられる。

そのほか、国庫補助金のおおよその残額が判明するのが3月以降のため、通常の物品購入のやり方では処理しきれなかったことや、本庁の事業所管課から2月補正予算後に多額の予算令達が出先機関に行われたことなど計画的な予算執行管理が不十分だったことも原因となったものと考えられる。

¹ 例えば、コピーやプリンターなど毎日使用する事務機器が、トナーや感光体などが原因で稼動できない状況のときに、必要な物品の納品までに 10 日から 2 週間かかる場合など

² イベント等で緊急に物品が必要となった場合など

³ 机、椅子、検査機器など

なお、事務費が毎年削減されているため、翌年度の予算に余裕をもたせるために「預け金」を行ったと回答した実務担当者も一部に存在しており、そのような動機が原因となったケースもあったと考えられる。

(ウ) 体制上の問題

発注(契約)担当者と物品検収員(納入を確認する者)が同一だったこと、実務担当者 1 人で不適切な事務処理が出来たこと、予算執行が担当者任せになっていたことなどが、多くの職員から指摘されており、こうした内部牽制体制の不備が大きな原因のひとつとなったと考えられる。

また、納品の確認(物品検収)がきちんと行われていなかったこと、物品検収員が納品書のみで確認事務を行っていた(現物を確認していなかった)ことなども判明しており、検収体制(現物確認)の不十分さも大きな原因と認められる。

そのほか、書類が整っていれば、それ以上の内容確認は行われなかったことや、発注にあたっての審査(緊急性・該当予算等)が徹底していなかったことなど、上位者や管理監督者のチェックの不備も原因となったと考えられる。

なお、人事異動の際に、担当者同士の間のみで引継ぎ(「預け金」の存在を含む)が行われたという引継ぎ情報の閉鎖性や、業者との緊張関係の欠如も一因と考えている実務担当者も存在しており、そういう状況も不適切処理の原因の一つと認められる。

イ 「翌年度納入」等(「翌年度納入」及び「前年度納入」)

職員の意識上の問題としては、「預け金」等と同様に、使い切りや予算消化、限られた予算の中で翌年度に必要な事務用品を確保しなければならないといった意識等を背景に行ったとする職員が多く、組織全体の意識の問題が「翌年度納入」についても、大きな原因となったものと考えられる。

ルール上の問題としては、「預け金」等と同様に、物品調達や予算執行ルールに関する発生原因が考えられるほか、出先機関への予算令達が年度末(2月補正予算後)に集中する傾向があったことなどが指摘されている。

また、これら「翌年度納入」に関しては、やむを得ない予算の執行残や、やむを得ない繰越し()を認めるルールがない(少なくとも実務担当者にとって、現実にそれを容認してもらえる状況にない)ことが原因と考える職員が多かった。

体制上の問題としては、「預け金」等と同様に、発注(契約)担当者と物品検収員(納入を確認する者)が同一であったこと、物品の発注部署と検収部署が同一であったこと、予算管理が担当者任せとなり、内部牽制、チェック体制が不備であったことなどが原因と考えられる。

(3) 平成 13 年度以前からの経緯

平成 13 年度以前についての聴き取り調査では、「預け金」等(「預け金」「差替え」「一括払い」)は、古いもので昭和 50~60 年代に、複数の部局で行われていたと回答があった。(下表のとおり)

しかしながら、13年度以前については

事実関係を確認するための文書が保存されていないこと 職員の記憶も不確かなものが含まれていると考えられること

聴き取り対象者は、当時の需用費の実務担当者等の一部にとどまること

などから、この聴き取り結果は、過去の大まかな状況を指摘しているものと考えられ、相当以前より、こうした不適切な事務処理が行われていたのではないかと推測される。

また、「翌年度納入」については、古いもので平成3年頃に行われていたとの回答があった。

今回の調査で明らかになった近年の状況等を踏まえて考えれば、13年度以前の状況は、相当以前から、多くの所属において、「翌年度納入」があったのではないかと推測される。

例えば、業者の在庫不足や、全国的に年度末に発注が集中することに伴う品薄などを 原因とした翌年度納入

【平成 13 年度以前の不適切な事務処理の聴き取り結果】

平成 14 年度から 20 年度までの需用費の「実務担当者」及び「総括担当者(係長等)」を対象とした、13 年度以前に行った不適切な事務処理や 13 年度以前の不適切な事務処理に関して了知している事項の聴き取り調査の結果

(印は、本庁・出先機関のいずれで不適切な事務処理が行われていたかを表すもの)

「預け金」等

部局等 #4 庁 先 (おおよその年度) 林業水産部(S52~53) 県教委(S58~59) 昭和 50 年 林業水産部(S60~62) 農政部(S61~62) ~60年代 土木部(S61~62) 総務部(S62~63) 土木部(H2~5) 平成元年 林業水産部(H4~6) 県教委(H5~6) 農政部(H6) 林業水産部(H7~9) 生活福祉部(H7~8) 企画振興部(H8~9) 平成6年 商工労働観光部(H9) 農政部(H9~10) 土木部(H9~12) 企画振興部(H10~11) 総務部(H10) 県教委(H10) 土木部(H11) 土木部(H11~12) 県教委(H11~13) 農政部(H11~12) 平成 11 年 総務部(H12) 商工労働観光部(H12~13) 保健福祉部(H13) 環境生活部(H13) 農林水産部(H13) 県土整備部(H13)

「翌年度納入」等

	. 納入」寺		
	部局等 (おおよその年度)	本庁	出先
昭和 50 年 ~60 年代	(000 & 00 + 12)	73	76
平成元年	農政部(H3~9)		
平成6年~	生活福祉部(H7~8) 農政部(H7~11) 企画振興部(H8) 土木部(H8~11) 県教委(H10~12) 商工労働観光部(H10)		
平成 11 年	土木部(H11~12) 県教委(H11~13) 農政部(H12) 県教委(H12~13) 総合政策部(H13) 農林水産部(H13) 県土整備部(H13)		

5 再発防止策

不適切な事務処理の背景と原因分析を踏まえ、また、需用費等調査検証委員会の指摘や、県民の意見を真摯に受け止め、物品調達システムの見直しをはじめとする再発防止策の検討を行い、次のとおり実施時期を含めて取りまとめた。以下の再発防止策を早急に実施に移し、同様な問題が二度と発生しないよう、全職員が取り組んでいくとともに、今後の状況変化に応じて新たな対応が必要となる場合には、その問題点を放置せず、迅速に対策を講じていくものとする。

(1) 物品調達システムの見直し

ア 発注と検収の分離(20年度中に実施)

(ア) 会計規則第186条関係運用通知の一部改正(11月10日施行)

これまで、50万円未満の物品に係る物品検収については、業務の効率化と小規模公所にも配慮して契約事務担当者を物品検収員に任命できる取扱いとしてきたが、原則としてすべての公所において、契約事務担当者とは別の職員を物品検収員に任命し、検収を行うよう改正した。

(イ) 物品検収員配置の考え方

上記(ア)の契約事務担当者と物品検収員の分離については、次の考え方を基本として、実効ある分離体制が構築できるよう、各所属の実情に応じて、適切な対応を徹底する。

本庁及び広域振興局等においては、室課(振興局においては部・室)において物品検収員に任命された職員は、契約事務(発注)を一切行わない。

出先機関において、総務・管理部門を担当する職員が複数いる公所においても同様とする。

広域振興局等の部・室等であって、総務・管理部門の職員が契約事務(発注)を担当する職員ばかりであるなど人員配置上、当該部・室内において、他に物品検収員を任命することができない場合には、同じ庁舎(地区合同庁舎)内にある総務部(企画総務部)等において検収を行う。

遠隔地にある小規模公所等であって、物品検収員に契約事務を担当させないことが困難な場合でも、各発注(契約)ごとに、当該契約事務を行った者ではない者が検収を行う。

イ 検収機能の強化(21年度から実施)

検収は、納品の際に必ず現物を確認し、その検収に当たっては、必ず購入票との突合を行うとともに、具体的なチェック項目(品名、品番、数量、価格など)を順次確認し、確認状況を記入する様式を定めて、当該様式に従った現物の確認作業を行う。

ウ 納品書の保存義務(21年度から実施)

業者から提出された納品書は購入票に必ず添付し、購入票とともに5年間保存する。

エ 納品書及び請求書の日付記載(20年度中に実施)

納品書及び請求書を受領する場合には、納入業者において納品・請求年 月日を必ず記載するよう、契約担当者から事前に依頼する。

オ 前年度予算により執行した購入票のチェック(21年度から実施)

4月1日以降に、前年度予算に基づき購入票が起票され、財務会計システムに入力されたものについては、入力年月日や入力内容を一覧表で出力し、出納機関(本庁では出納局、広域振興局等では総務部等)に情報提供し、出納機関及び該当課公所で不適切処理に当たるものであるかどうかチェックを行う。

カ 用品調達情報と計画的執行(20年度中に実施)

各課公所における用品調達状況(所属別、品目、数量、金額、業者名等)のデータを出納局から全庁に公開する。

各課公所においては、そのデータを活用し、情報の共有と自らの課公所の調達状況の点検・見直しを行うとともに、年度末に発注が集中することがないよう計画的な執行を行う。

(2) 内部統制の強化

ア 決裁者の責任の明確化(20年度中に実施)

契約伺及び物品購入票・物品修繕票による購入では、決裁権を有する職員(本庁にあっては、企画室等の管理担当課長など)が現に確認し、決裁を行う。(いわゆる「常時代決」を行わないこととする。)

イ 会計事務自己点検の実施(20年度中に実施)

所属長が定期的に会計事務について自己点検を行うよう、「所属内における会計事務自己点検実施要領」(仮称)を作成し、所属長は自己点検結果を会計管理者に報告を行う。(年4回継続的に実施)

ウ 公益通報制度の周知(20年度中に実施)

岩手県職員公益通報制度については、既に、県職員を対象に、匿名での職員の法令等に違反する行為等に関する通報を受け付ける仕組みが整備されていることから、これを再度周知し、内部からのチェックが働くようにする。

エ 出納局による抜き打ち検査の実施(20年度から一部実施)

各課公所が直接購入した物品等の支出にかかる支出負担行為の確認(支出審査)において、書類審査に限らず、抽出による抜き打ちの現場確認を行う。(20年度~)

また、会計検査は、従来、2~3年に1回、現年度分を事前通知により 検査をしてきたが、用品調達情報や会計事務自己点検結果報告をもとに確 認・指導等が必要と認める場合には、通告なしで抜き打ち検査を実施する。 (21年度~)

オ 監査の充実強化

本庁や振興局等で消耗品等の集中管理を行っている室課などの倉庫等の 在庫確認を行うほか、パソコンやプリンタなどの現物による修繕箇所の確 認などを強化する。

また、消耗品の購入については、事業者の協力を求め、外部確認を行うこととする。

(3) 再発防止のための業者への協力要請

ア 公益通報制度の周知(20年度中に実施)

岩手県職員公益通報制度については、既に職員と同様、県と契約又は協定を締結した事業者の労働者を対象に、匿名での通報を受け付ける仕組みが整備されていることから、改めてこの制度について、物品の入札資格登録業者等への周知を徹底し、内部からのチェックにとどまらず、外部からのチェックも働くようにする。

イ 業者への今回の事案等の周知(20年度中に実施)

物品の入札資格登録業者等に対し、今回の問題の具体的内容、再発防止策及び県の会計ルール等の周知を図り、外部からのチェック(公益通報制度の活用や疑問に感じるケースの県への通報など)が有効に機能するようにする。

ウ 納品書及び請求書の日付記載の徹底(20年度中に実施)

納入業者が物品を納品する際の納品書及び請求書には業者が自ら日付を 記載するものであることを周知徹底する。

(4) 予算執行システムの見直し

ア 節減加算システムの運用(21年度から実施)

一般行政経費における需用費で節減の結果、補正減とした額については、 新年度予算における需用費に一定割合を上乗せするメリットシステムを運 用する。

イ 需用費の翌年度配分(21年度から実施)

不用残となり、決算剰余金の増加要因となった需用費について、その一定割合を当該部局の翌年度の需用費に増額配分できるよう、不用残となった繰越金を財源として、総務部予算に一括計上しておく需用費予算を新設する。

ウ 需用費の事故繰越し(20年度中に実施)

当該年度予算による物品購入の際には、納品が年度内に完了する日程で 発注することを原則とするとともに、やむを得ない事情で、年度末での納 品ができなかった場合には、事故繰越しとして処理をする扱いを徹底する。

エ 国庫補助事業の事務費の年度当初からの令達等(21 年度から実施)

国庫補助事業については、事業費(工事請負費など)は、国からの収入 決定後に執行する扱いを徹底するため、それまで執行を保留しているが、 当該事業に附帯する事務費の一部については、国からの通知前でも、事業 実施の事前準備の必要性等を考慮して、年度当初からの予算執行を可能と するよう配慮する。

(5) 職員教育(意識改革)

ア 管理職に対する実務研修(21年度から実施)

管理職が公金の適正な使用に対する意識を持ち、その責務の重要性について十分認識するとともに、率先してコンプライアンスの確立に取り組む。このため、管理職を対象とする研修等において、歳出予算執行、物品の購入・管理など管理職自らが経理事務の流れを理解し、公金に対する責任の自覚と意識改革の徹底を図る。

イ 会計職員の研修(20年度中に実施)

職員が公金を取り扱っていることの意識を改めて喚起するとともに、特に会計を担当する職員については、適正な事務執行の重要性を自覚するよう研修などで徹底する(20年度は、12月22日に開催予定)。

また、今回の問題を経て、全庁的に再発防止を徹底する中で、今後、新たに不適切な事務処理を行う事案が発生した場合には、厳正な対処となる旨、研修等を通じて周知徹底する。

なお、制度の理解不足から翌年度納入となった事例もあったことから、 会計事務の初任者に対する会計事務研修について充実を図る。(21 年度 から実施) ウ 「会計事務お役に立ち隊」の機能強化(21年度から実施)

イービェント(県における一人一台端末のグループウェアアプリケーション)内の「会計事務お役に立ち隊」における会計関係資料や照会回答事例について、検索方法や内容の見直しを行い、機能の充実を図る。

エ 国庫補助事業の事務費の残額返還の周知徹底(20年度中に実施)

2月補正予算段階や年度末において、国庫補助事業の事務費で残額が生 じることが判明したときには、残額については、使い切ろうとするのでは なく、国への返還を行うことを徹底し、返還手続についても、管理職研修、 会計事務研修等において周知する。

オ 使い切り、国庫満額活用といった意識の払拭(20年度中に実施)

予算の使い切りや国庫補助の満額精算を必要と考える意識を改め、県庁全体として、財政担当、各部局の経理担当、出先機関の経理担当、事業実施担当など、全ての分野の県庁職員が、使い切り意識ではなく、予算を残すことが望ましい予算執行であるという意識を共有するよう、意識改革の必要性を全庁的に周知徹底する。

(6) 国への制度改善要請

次のような点について、今後、国に制度改善等を要請していく。

ア 国庫補助金の事務費に関する返還手続の簡素化

国庫補助事業に附帯する事務費のみに残額が生じた場合の国への返還金の算定ルールが明確化されていないなどの現状の下で、返還を躊躇しがちであることから、事務費の残額を簡素に返還できる手続を整備すること。

イ 事務費の翌年度相殺

国庫補助事業に附帯する事務費について、年度末に残額が生じた場合には、その残額を返還することに替えて、新年度の事務費と相殺することにより返還し、新年度の事務費を減額することで調整する仕組みを検討すること。

ウ 事務費の交付金化

国庫補助事業に附帯する事務費については事業遂行のために必要とされる事務費として国が認めるものであるので、交付金化して、交付決定後は、その使途を地方公共団体の裁量に委ねること。または、完全な交付金化が困難な場合でも、定額化し、交付額を事務費の使用実績額が下回らない限り、精算不要とすること。

エ 国庫補助事業の早期内示の徹底

各省庁で行われる国庫補助事業の内示時期がまちまちであり、年度後半となるケースもあることから、事業の計画的な執行を行えるよう早期の内示を行うこと。

オ 旅費、賃金に関する基準の明確化

今般、会計検査院が指摘した事務費のうち、旅費、賃金については、省庁間や事業間で使途範囲が統一されておらず、基準も明確に示されていないことから、事業実施現場での混乱を来たさないよう早急に使途基準を明確にすること。

再発防止策の体系

(1) 物品調達システムの見直し

- ア 発注と検収の分離(20年度中に実施)
- イ 検収機能の強化(21年度から実施)
- ウ 納品書の保存義務(21年度から実施)
- エ 納品書及び請求書の日付記載(20年度中に実施)
- オ 前年度予算により執行した購入票のチェック(21年度から実施)
- カ 用品調達情報と計画的執行(20年度中に実施)

|(2) 内部統制の強化|

- ア 決裁者の責任の明確化(20年度中に実施)
- イ 会計事務自己点検の実施(20年度中に実施)
- ウ 公益通報制度の周知(20年度中に実施)
- エ 出納局による抜き打ち検査の実施(20年度から一部実施)
- オ 監査の充実強化

(3) 再発防止のための業者への協力要請

- ア 公益通報制度の周知(20年度から実施)
- イ 業者への今回の事案等の周知(20年度中に実施)
- ウ 納品書及び請求書への日付記載の徹底(20年度中に実施)

(4) 予算執行システムの見直し

- ア 節減加算システムの運用(21年度から実施)
- イ 需用費の翌年度配分(21年度から実施)
- ウ 需用費の事故繰越し(20年度中に実施)
- エ 国庫補助事業の事務費の年度当初からの令達等(21年度から実施)

(5) 職員教育(意識改革)

- ア 管理職に対する実務研修(21年度から実施)
- イ 会計職員の研修(20年度中に実施)
- ウ 「会計事務お役に立ち隊」の機能強化(21年度から実施)
- エ 国庫補助事業の事務費の残額返還の周知徹底(20年度中に実施)
- オ 使い切り、国庫満額活用といった意識の払拭(20年度中に実施)

(6) 国への制度改善要請

- ア 国庫補助金の事務費に関する返還手続の簡素化
- イ 事務費の翌年度相殺
- ウ 事務費の交付金化
- エ 国庫補助事業の早期内示の徹底
- オ 旅費、賃金に関する基準の明確化

6 不適切な事務処理に係る責任のあり方等

(1) 職員等の処分の範囲に係る基本的な考え方

今回の全庁調査の結果、不適切な事務処理の事実関係が確認されたことから、これに関わった職員の処分の検討が必要であるが、こうした不適切な事務処理が、組織の風土や意識を背景としながら、平成 13 年度以前から行われてきたこと等を踏まえると、直接関係した職員だけでなく、管理監督者を含めて、処分を検討する必要がある。

(2) 職員による負担の基本的な考え方

今回の全庁調査の結果では、不適切な事務処理により納入された物品は、それぞれが公的使用に供されていたことが確認されたが、一方で、こうした不適切な事務処理については、個々の物品調達の必要性のチェックが十分でないケースが生じ得ることや、競争性が働かずに調達する結果となる類型もあることなどの問題が認められ、こうした観点からの一定の損害が県に生じているとの考え方に立って、広く職員からその補てんの負担を求めている県も見られる。

本県においても、これらの県と同様な不適切な事務処理が行われていたことが確認され、また、本県の一連の不適切な事務処理が、県の組織の気風を背景に、複数の部局等で行われてきたこと等を踏まえ、他県の例を参考として、上記のような損害の内容を整理したうえで、職員に一定の負担を求めることを検討する必要がある。

7 平成 19 年度の賃金・旅費に関する会計検査院指摘事項に基づく調査

(1) 指摘内容

会計検査院から指摘された平成14年度から18年度の賃金・旅費に係る 指摘内容は、次のとおりとなっている。

ア賃金

【総括表】 (単位:千円)

							•	<u> </u>
会計榜	会計検査院の指摘			平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	計
国 庫 補 助事業を行って	国庫補助事業を実施 していない部署に配	農林 水産省	-	-	-	-	-	-
いない部署に 配属された臨	属された臨時職員に 対して、国庫補助事	国土 交通省	456 (413)	447 (299)	-	-	203 (135)	1,107 (847)
時職員に対す る賃金の支払	務費等が支出される 科目から賃金を支払 っていた。	計 A	456 (413)	447 (299)	-	-	203 (135)	1,107 (847)
他の国庫補助事業に	臨時職員が配属され た部署が所掌する国	農林 水産省	3,888 (1,911)	4,031 (2,188)	7,254 (3,365)	12,366 (5,683)	14,311 (6,813)	41,850 (19,960)
係る支出科 目からの賃	庫補助事業とは異なる事業に係る国庫補	国土 交通省	-	-	-	966 (483)	-	966 (483)
金の支払	助事務費等の支出 科目から賃金を支払 っていた。	計 B	3,888 (1,911)	4,031 (2,188)	7,254 (3,365)	13,332 (6,166)	14,311 (6,813)	42,816 (20,444)
	合 計	(A + B)	4,344 (2,324)	4,478 (2,487)	7,254 (3,365)	13,332 (6,166)	14,514 (6,948)	43,923 (21,291)

(注)()書は国庫補助金相当額。また、千円未満四捨五入のため、合計が一致しない場合があること。

【内訳】

(ア) 農林水産省所管 (単位:千円) (イ) 国土交通省所管 (単位:千円)

		会計検査院の指摘
		【補助事業目的外とされ たもの】
課所名	年	たもの】 臨時職員が配置され
WK771 E	度	た部署の業務と異なる
		支出科目から賃金を支
		払った。
	1 4	3,888
本庁	1 5	3,402
	1 6	6,149
/ ## ## _\	1 7	11,617
(農林水産部)	1 8	12,054
	計	37,110
	1 4	-
盛岡地方振興局	1 5	629
	1 6	1,105
## 76 20	1 7	749
農政部	1 8	-
	計	2,483
" "	1 4	-
花巻総合支局	1 5	-
# ++ ÷7	1 6	-
農林部	1 7	-
	1.8	2,153
	計	2,153
	1 4	-
二戸地方振興局	1 5	-
	1 6	-
農政部	1 7	-
辰以即	1 8	104
	計	104
	1 4	3,888 4,031 7,254
	1 5	4,031
計	1 6	7,254
	1 7	12,366
	1.8	14,311
	計	41,850

課所名	年度	会計検査院の指摘 【補助事業目的外とされたもの】 補助事業を実施していない部署が含まれる支出科目から賃金を支払った。
本庁	1 4 1 5	
	1 6	-
(農林水産部)	1 7	966
(長怀小庄部)	1 8 計	-
	14	966 456
盛岡地方振興局	1 5	447
	1 6	-
	1 7	-
土木部	1 8	-
	計	903
┃ 北上地方総合支局	1 4	-
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	1 6	-
土木部	1 7	-
	1 8	203
	計	203
	1 4	
	1 5	
	1 6	
	1 7	
	計	
	1 4	456
	1 5	447
計	1 6	-
H'	1 7	966
	1 8	203
	計	2,073

(注)本庁(農林水産部)は、国土調査分である。

イ 旅費

(ア) 農林水産省所管分

(単位:件、千円)

会計検査院が国庫補助		l 1 4		H15		116		117		H18		計
目的外とした旅費の態様	件数	金額	件数	金額								
辞令交付、あいさつ回												
り、人事異動に伴う事務												
引継等通常業務	42	159	43	148	60	227	48	131	41	129	234	794
道府県単独事業の竣												
功検査、用地交渉等	3	3	2	2	-	-	6	5	-	-	11	10
道府県のイベント事												
業 (フェスティバル 等)												
への参加	46	503	70	1,186	73	708	55	90	40	348	284	2,835
起工式、開通式等記												
念式典の出席	30	188	22	149	20	131	31	515	21	300	124	1,283
部長等の管内視察及												
びその随行	5	4	10	110	14	72	2	2	6	72	37	260
各種協議会·期成同												
盟会等任意団体の総												
会、決起集会の参加	21	244	20	343	24	154	23	168	27	268	115	1,177
新採用職員研修等国												
庫補助事業に関係しな												
い研修への出席	93	1,784	113	844	107	1,095	99	1,629	72	649	484	6,001
外部団体が主催する												
セミナー シン ポジウム 等												
のうち国庫補助事業の												
実施に直接関係しない												
研修等への出席	45	2,035	41	579	44	978	57	978	34	551	221	5,121
その他国庫補助事業												
と直接の関連性が認め												
られない出張	20	217	34	221	18	267	10	115	14	82	96	902
合 計	305	5,137 (1,901)	355	3,582 (1,679)	360	3,632 (1,672)	331	3,633 (1,650)	255	2,399 (1,120)	1,606	18,383 (8,023)

(注)合計欄の()書は国庫補助金相当額。千円未満四捨五入のため、合計が一致しない場合があること。

(イ) 国土交通省所管分

(単位:件、千円)

(1) 11-02-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11									· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
会計検査院が国庫補助		1 4		115		116		117		H18		計
目的外とした旅費の態様	件数	金額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
辞令交付、あいさつ回												
り、人事異動に伴う事務												
引継等通常業務	21	107			11	78	23	157	5	39	60	381
道府県単独事業の竣												
功検査、用地交渉等												
道府県のイベント事業												
(フェスティバル等)への												
参加	30	113			12	47					42	160
起工式、開通式等記												
念式典の出席	6	25			7	82	3	51	2	25	18	183
部長等の管内視察及												
びその随行	5	5 1			1	76			2	90	8	217
各種協議会·期成同盟												
会等任意団体の総会、												
決起集会の参加	26	419	11	324	16	653	15	461	18	220	86	2,077
新採用職員研修等国												
庫補助事業に関係しな												
い研修への出席	94	1,172	63	935	42	606	38	485	38	676	275	3,874
外部団体が主催するセ												
ミナーシンポジウム 等の												
うち国庫補助事業の実施												
に直接関係しない研修												
等への出席	157	6,111	151	5,349	76	3,577	60	2,448	53	2,373	497	19,858
その他国庫補助事業と												
直接の関連性が認めら												
れない出張	21	320	21	381	16	641	10	158			68	1,500
合 計	360	8,318 (3,834)	246	6,989 (3,608)	181	5,760 (3,187)	149	3,760 (2,069)	118	3,423 (1,841)	1,054	28,250 (14,538)

⁽注) 合計欄の()書は国庫補助金相当額。千円未満四捨五入のため、合計が一致しない場合があること。 (注) 態様指摘額欄別には国庫補助金相当額を会計検査院が公表していないことから非掲載としたもの。 (注) 県土整備部のH14の 及び の数値が、さる10月22日決算特別委員会報告時の指摘見込額の数値から変更され、3件分20千円増となっている。

(2) 会計検査院指摘内容に基づく平成 19 年度の賃金・旅費の整理

平成 19 年度に執行済みの賃金及び旅費について、会計検査院の指摘内容 に基づき、整理した結果は、次のとおりとなっている。

この整理作業は、平成 14 年度から平成 18 年度までを対象とした会計検 査院の検査結果としての判断を当てはめて検討するものであることから、調 査対象とする事業や調査対象機関及び国庫補助対象の範囲の内外判断に係る 条件を会計検査院からの指摘と同一のものとして実施したものである。

なお、既に収入している国庫補助金の国への返還等の扱いについては、平成 14 から 18 年度の会計検査院指摘案件についての関係省庁との協議を今後進め、 その結果を踏まえて、この 19 年度分についても、必要な対応を(20 年度以降の 年度において)検討していくこととなるものであり、現時点では明確に見通しを持 つことは難しい段階である。

国庫補助事業に係る賃金・旅費等の使途基準については、本省各局から示 されているところであるが、細部については、必ずしも省内で統一が図られ ていない部分もあったことから、これまでも各省庁に対しては、補助事業と の関連性を説明のうえ、補助対象と判定されるよう協議を行ってきたところ である。今般の会計検査院の報告により、会計検査院としての指摘内容が示 されたが、国への補助金返還等の具体的な取扱いについては、今後、交付元 である各省庁と協議することが必要となることから、指摘されている賃金・ 旅費の中に、当該補助事業の円滑な遂行上必要であり関連性が高いものが含 まれていることなどについても、関係省庁に説明しながら、協議を進めてい くこととしている。

ア賃金

【総括表】 (単位:千円)

			(' ' ' ' ' ' ' ' '
	会計検査院の指摘	所管	平成19年度
国庫補助事業を行っ	国庫補助事業を実施していない部署に配属され	農林水産省	-
ていない部署に配属さ	た臨時職員に対して、国庫補助事務費等が支出	国土交通省	-
れた臨時職員に対する 賃金の支払	される科目から賃金を支払っていた。	計 A	-
他の国庫補助事業に	臨時職員が配属された部署が所掌する国庫補	農林水産省	10,666
係る支出科目からの賃	助事業とは異なる事業に係る国庫補助事務費等	国土交通省	2,112
金の支払	の支出科目から賃金を支払っていた。	計 B	12,778
合	計	(A + B)	12,778

【内訳】

(ア) 農林水産省所管 (単位:千円) (イ) 国土交通省所管

課所名	年度	会計検査院の指摘 【補助事業目的外とされたもの】 臨時職員が配置された部署の業務と異なる支出科目から賃金を支払った。
本庁 (農林水産部)	19	8,470
花巻総合支局 農林部	19	1,253
北上総合支局 農林部	19	943
計		10,666

(単位:千円)

課所名	年度	会計検査院の指摘 【補助事業目的外とされたもの】 臨時職員が配置された部署の業務と異なる支出科目から賃金を支払った。
本庁 (農林水産部)	19	2,112
盛岡地方振興局 土木部	19	-
北上地方総合支局 土木部	19	-
計		2,112

(注)本庁(農林水産部)は、国土調査分である。

イ 旅費

(単位:件、千円)

会計検査院が国庫補助目的外とした旅費	農林ス	k 産省所管	国土交	通省所管	H19	計
の態様	件数	金額	件数	金額	件数	金額
辞令交付、あいさつ回り、人事異動に						
伴う事務引継等通常業務	50	166	111	233	161	399
道府県単公共事業の竣功検査、用地						
交涉等	43	66	0	0	43	66
道 府 県 のイベント事 業 (フェスティバ						
ル等)への参加	30	66	5	14	35	80
起工式、開通式等記念式典の出席						
	39	117	46	134	85	251
部長等の管内視察及びその随行						
	22	22	50	134	72	156
各種協議会·期成同盟会等任意団体						
の総会、決起集会の参加	24	49	78	281	102	330
新採用職員研修等国庫補助事業に						
関係しない研修への出席	93	491	220	1,000	313	1,491
外部団体が主催するセミナー、シンポ						
ジウム等のうち、国庫補助事業の実施						
に直接関係しない研修等への出席	29	945	80	1,711	109	2,656
その他国庫補助事業とは直接の関連						
性が認められない出張	157	432	0	0	157	432
合 計						
	487	2,354	590	3,507	1,077	5,861

⁽注)千円未満四捨五入のため、合計が一致しない場合があること。

8 需用費等調査検証委員会の審議内容及び指摘等

(1) 需用費等調査検証委員会の審議内容

月日	内容
11月7日	第1回需用費等調査検証委員会
	【議事】
	(1) 説明事項
	会計検査院の指摘による国庫補助金に係る事務費の不適切な経理について
	需用費の執行状況全庁調査の実施及び需用費等調査検証委員会の設置について
	岩手県における物品購入事務の流れについて
	(2) 協議事項
	需用費の執行に関する不適切な事務処理の調査確認について
	不適切な事務処理が発生した経緯について
11月19日	委員による検証
~	県が保管している支出関係書類と当該支出に係る業者資料(納品書(控)、元帳
11月21日	等)の突合作業により、県が作成した対比表等について、挙証資料(業者資料等)
11 /3 21 /3	を含めて、確認
11月25日	第2回需用費等調査検証委員会
	【議事】
	(1) 不適切な事務処理に関する全庁調査結果について
	(2) 不適切な事務処理に関する全庁調査報告書(案)について

(2) 需用費等調査検証委員会からの指摘等

委員会では、需用費の執行に関する不適切な事務処理について、県が行った全庁調査において、県の保有する支出関係書類と当該支出に係る業者資料の突合作業により、県が作成した対比表等の検証等(業者資料等の挙証資料含む)を通じて、事実関係を確認するとともに、こうした事務処理が行われた発生原因や再発防止策の確認・審議を行った。

併せて、農林水産部・県土整備部において、国庫補助金を充当して平成 19年度に執行した賃金・旅費に係る国庫補助対象範囲についての県の整理 状況の確認を行った。

この結果、再発防止策等に関して、一部必要な修正を加えたが、県が行った全庁調査結果は、妥当なものと認める。

なお、上記以外に委員会として指摘する事項は、以下のとおりである。

全庁調査の結果、私的流用をうかがわせる事実は確認されなかったが、 今回、明らかになった一番大きな問題は、組織風土や意識を背景に、組織 全体として不適切な事務処理を容認していた傾向が認められたことである。 すなわち、本来、不適切な事務処理は「引継ぎ」で発覚するケースが多 いが、長年の間に相当数の「引継ぎ」があったはずであるにもかかわらず、 表面化し、是正されることがなかった。 また、今般の不適切な事務処理は、効率的な行政運営を行うために導入された政策評価制度等の面においても、予算執行の一部において、こうした精神が共有されていなかったことを明らかにするものであり、効率的な行政運営が意識の上で空洞化していることを示すものであると言える。

このような不適切な事務処理が問題視されずに長期間行われていたこと 自体が、県民の信頼を損なう大きな問題であり、今回の調査の結果と問題 の重大性を、県職員一人ひとりが十分に認識する必要がある。

そのためには、不適切な事務処理発生の背景と原因を今一度振り返り (報告書第4項)、再発防止策とリンクして徹底する必要がある(報告書 第5項)。

例えば、県の予算は、国庫補助事業を含めて、県民や国民の税金を財源とするものであり、需用費の執行についても、効率的な執行が求められるものである。その観点からも、予算は使い切りで消化するものではなく、節約できるところは徹底し、あらためて効率的な行政運営を心がける意識を組織全体が共有する必要がある。

また、こうした意識に基づいた業務執行が確実に行われるよう、計画的な予算執行を担保する仕組みとすべく、予算要求・令達等のルールやシステムを適宜見直していく必要がある。

併せて、内部統制を実効性あるものとするシステムの確立が必要である。 在庫確認や検査などの、個々の対策を最も実効性が上がるタイミングで厳 正に実施するなど、時期や方法を工夫しながら、将来にわたって同様な問 題が生じないようにすることが重要と考える。

報告書第5項の再発防止策の各項目は、相互に密接不可分の関係にある。 これを個別の規則改正で済ませることなく、それ自体を一個の体系的な準 則とすべきである。

国への制度改正や運用改善の要望については、必要な論点は積極的に主張することも重要であり、他県との連携を図りつつ、効果的に要望していくべきである。

また、国庫補助事業に附帯する事務費のみに残額が生じた場合の国への 返還金の算定ルールのように、現在のところ、その取扱いが不明確なもの については、県から国に対して提案していくことも検討する必要がある。

今回の問題の発生(表面化)と、この全庁調査を通じた原因究明や再発防止策の取りまとめは、県庁が県民の信頼を得ながら、適切に行政を執行していく上での新たなスタートとなるべきものであり、これを機に、県が組織の総力を挙げて、事務処理の適正化に取り組み、その実を挙げていくことを期待する。

別 添 1

会計検査院の検査結果(岩手県分(平成14~18年度))

1 会計検査院の本県への不適正経理処理等の指摘額 本県への最終指摘額は、国庫補助金相当額ベースで、107,747 千円。

(単位:千円)

					需	用 費				, .	- <u>132</u> , 1 1 3)
X	分			預け金	一括払	差替え	翌年度納 入	前年度納 入	賃 金	旅 費	計
農林水産省	事 業	費	80,923	17,983	20,842	6,844	34,259	995	41,850	18,383	141,156
所管	国庫補助金	湘当	46,478	9,098	11,229	3,935	21,551	665	19,960	8,023	74,462
国土交通省	事 業	費	32,266	17,687	4,002	7,040	3,521	16	2,073	28,250	62,589
所管	国庫補助金	湘当	17,416	9,471	2,201	3,716	2,021	7	1,330	14,537	33,284
÷⊥	事 業	費	113,189	35,670	24,844	13,884	37,780	1,011	43,923	46,633	203,745
計	国庫補助金	湘当	63,895	18,569	13,430	7,651	23,572	672	21,291	22,561	107,747

注) 端数調整のため合計額は、一致しない。

2 省庁別指摘の状況

【農林水産省所管】 (単位:円)

	-···			(1 12 1 3)	
区分	年 度	不適正な経理処理等により支出	不当と認める国庫補助	摘 要	
	十 反	された国庫補助事務費の額 (円)	金相当額 (円)	IN X	
需用費	14 ~ 18	80,922,633	46,478,884	不適切な経理処理	
賃 金	14 ~ 18	41,850,147	19,960,656	補助の対象外	
旅費	14 ~ 18	18,382,504	8,023,201	補助の対象外	
計	-	141,155,284	74,462,741		

〔不適正な経理処理により支払われた需用費の額の態様別内訳〕

(単位:円)

道府県名	預け金	一括払い	差替え	翌年度納入	前年度納入	合 計
岩手県	17,982,379	20,841,832	6,843,984	34,259,354	995,084	80,922,633
**	(9,098,044)	(11,229,391)	(3,935,011)	(21,551,120)	(665,318)	(46,478,884)

注) 下段は国庫補助金相当額

【**国土交通省所管**】 (単位:円)

区分	年 度	不適正な経理処理等により支出 不当と認める国庫		摘 要	
		された国庫補助事務費の額 (円)	補助金相当額 (円)	10 女	
需用費	14 ~ 18	32,265,742	17,416,295	不適切な経理処理	
賃 金	14,15,17,18	2,073,130	1,330,590	補助の対象外	
旅費	14 ~ 18	28,250,127	14,537,904	補助の対象外	
計	-	62,588,999	33,284,789	-	

(不適正な経理処理により支払われた需用費の額の態様別内訳)

(単位:円)

道府県名	預け金	一括払い	差替え	翌年度納入	前年度納入	合 計
岩手県	17,687,139	4,002,278	7,039,404	3,521,171	15,750	32,265,742
石丁尔	(9,471,384)	(2,200,620)	(3,716,536)	(2,020,946)	(6,809)	(17,416,295)

注) 下段は国庫補助金相当額

【会計検査院の所見等(抜粋)】

[原因]

このような事態が長期にわたって行われてきた原因としては、道府県等において、会計経理の業務に携わる者の会計法令等の遵守及び公金の取扱いの重要性に対する認識が欠如していたことなどとともに、物品の購入等に係る会計事務手続について内部牽制がほとんど機能していなかったことも原因と考えられる。

〔所見〕

道府県市及び関係省庁において、以下のような措置を講ずるとともに、国庫補助事業に係る事務費等が、国民の税金その他の貴重な財源で賄われているものであることに留意して、これが交付されている都道府県等の会計経理の適正化及び規律の確保に努めるなど、その透明性の向上を図ることが重要である。

ア 前記の事態が明らかとなった各道府県市においては不適正な事態に係る国庫補助金等相当額について速やかに返還等の所要の措置を執るとともに、今回の本院の検査により明らかとなった事態を重く受け止めて、予算執行の適正化、会計事務手続に係る内部牽制機能の充実強化を図るなどの再発防止策を推進すること

別 添 2

所在の確認できない備品一覧

該当所属:農林水産企画室

納品日	品目名	金額	台数	理 由
H14.11.29	ソニーバイオ POG €1MZX	円	台	現物確認できず。
		245,900	1	沿岸地域での水産関係の事業説明会等
				で使用していた時期があり、頻繁な移動
				使用等により故障し、平成 17、18 年度末
				に処分された可能性が大きい。
				(該当所属においては、両年度に故障し
				たパソコンの廃棄処理を行っているが、
				当該処理した中に、このパソコンも含ま
				れていたものと考えられる。)
H14.11.29	DVD RW PCGA ĐVRW1	67,000	1	上記付属品であり、故障等により処分
				したものと思われる。
				(同上)
合 計		312,900		